

議員提出議案第 13 号

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 23 年 5 月 2 日提出

提出者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	神崎功
	同	上三信彰
	同	山崎章
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	武笠光明
	同	高柳俊哉
	同	輿水恵一
	同	神田義行
	同	土井裕之

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則

さいたま市議会会議規則（平成 13 年さいたま市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（会議時刻） 第 9 条 [略] 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時刻を変更することができる。ただし、出席議員 <u>5 人</u> 以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 3 [略]	（会議時刻） 第 9 条 [略] 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時刻を変更することができる。ただし、出席議員 <u>6 人</u> 以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 3 [略]
（動議成立に必要な賛成者の数）	（動議成立に必要な賛成者の数）

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に4人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言時間の制限)

第57条 [略]

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(起立による表決)

第70条 [略]

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 [略]

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第77条 [略]

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に5人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員6人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員6人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言時間の制限)

第57条 [略]

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員6人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(起立による表決)

第70条 [略]

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員6人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員6人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 [略]

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員6人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第77条 [略]

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員6人

以上から異議があるときは、議長は、討論を用い  
ないで会議に諮って決める。

3 [略]

以上から異議があるときは、議長は、討論を用い  
ないで会議に諮って決める。

3 [略]

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。